

## 平成23年度 第1回返還促進策等検証委員会 議事要旨

1. 日 時 平成23年11月29日(火)13:00～15:10

2. 場 所 アルカディア市ヶ谷 6階 伊吹

### 3. 議 事

- (1) 日本学生支援機構理事挨拶及び委員紹介
- (2) 委員長の選出
- (3) 委員長代理の選出
- (4) 奨学金制度の概要について
- (5) 返還金の回収状況等について
- (6) 返還金回収強化策の概要等について
- (7) 平成22年度返還促進策等検証委員会報告を受けた日本学生支援機構の平成23年度の取組について
- (8) 民間シンクタンクによる今年度の検証及び分析方針の説明
- (9) 自由討議
- (10) 今後の日程について

### 4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員(委員長)、木下委員、斉藤委員、佐原委員、宗野委員、渡辺委員

(○機構)

月岡理事、石矢奨学事業本部長、吉田債権管理部長、藤森奨学金事業部次長

(□分析業務受託業者(株式会社日立コンサルティング))

## 5. 議事概要

(議題(4)～(8)につき機構及び日立コンサルティングより説明)

- ◎: 日立コンサルティングの説明に「金融機関のベンチマーク等をもとに新たな指標等の提言」と記載があるが、これは教育ローンを参考にするのか。それとも奨学金債権を一般的な債権として捉えて考えるのか。
- : 奨学金債権も一般債権の一部と認識して検証すべきと考えている。したがって教育ローンだけではなく、他金融機関の一般債権の回収状況についてもベンチマークにしたいと考えている。
- ◎: 教育ローンは機構よりも回収率が高いというデータが出ているかと思うが、それは要するに機構の回収施策や回収率が悪いわけではなく、そもそもの貸出条件の違いが大きな要因になっているのではないかと考えている。その点を踏まえて、同じ条件で貸したと仮定して、機構は十分な回収努力をしていると言えるのか、それとも民間金融機関から効果的な施策を取り入れた場合、総回収率は82%以上若しくは、さらに上昇するのかなどの提言を今後していただければと思う。
- : 総回収率 82%という数字が、機構にとって一体どのような意味があるのかを明らかにしたい。82%というと、残り 18%も回収できていないのかと受け取られ、機構の怠慢や元奨学生のモラル低下などの誤解を招いているのではないかと考えている。果たしてそれでいいのかを検討したい。また、延滞年数別回収状況について、平成 22 年度期首時点の無延滞債権は当年度に期日が到来した割賦額 3,236 億円に対して、未回収額は 33 億円で 99%は回収できている。他方、延滞となっているものについては、延滞が浅い債権を中心に当年度分は約 60%回収できている。しかし、機構にはこれまで溜まっている延滞の深い債権が存在しており、この部分の回収が芳しくない状況である。この様な状況の下、機構の回収すべき債権の特殊性を金融機関と比較し議論した上で、総回収率という指標がわかりやすい指標になっているのか、より分かりやすい指標があるのかを検討する必要がある。
- : 実態として、延滞者でも入金している人は相当数いる。ただ現時点では、入金頻度や入金額などの詳細な分析ができていない。仮にその分析が進めば、どの様な対象に働きかけをすべきか分かってくると思う。これにより、入金が無いため回収委託に出された者、入金があったため回収委託から除外された者、入金を継続している者など延滞者の行動はいくつかに分類できる。過去 3 年間のデータを活用し、どの様な入金の仕方を延滞

- 解消に結びつくものとして評価するのか、また、どの様な入金は評価してはいけないのかもう少し精緻に延滞者の行動を分析し、回収委託に活用できればと思う。
- ◎：総回収率 82%の達成について、今後は延滞債権の管理方法が焦点になると思う。延滞債権の回収方法について、今後検討しなければいけないのではないか。また、法的措置に係る必要な予算を把握し、予算を増やす必要があるのか、どの様に配分し優先順位をつけるのかを考えなければならない。
  - ◎：人の手で債権を管理するのは大変なことである。現在システムで全て対応しているのであれば構わないが、もし対応していないのであれば、その方向で省力化と効率化を図っていければいいと思う。その点に関して、現在どの様な方法で債権管理を行っていて、どの様に法的措置を行う優先順位をつけているのか機構の中で基準があれば、また次回教えて欲しい。
  - ：東日本大震災の災害救助法適用地域の延滞者には督促架電を行っていない。災害救助法適用地域外には督促架電をしているので、これを比較することで督促架電の督促効果やより効果的な架電方法が見えてくるかもしれない。
  - ◎：銀行の場合は初期延滞債権の管理が非常に重要視されている。機構の場合、延滞1ヶ月目から3ヶ月目までは、どの様な回収施策をとっているのか。
  - ：初期延滞の回収施策は、振替不能者に対して架電で督促を行うと同時に、督促の通知、振替不能通知を発送している。
  - ◎：口座振替は毎月27日となっているが、この日にちは固定なのか。他の日でも対応は可能なのか。
  - ：仮に機構が金融機関で直接融資していれば、手元でデータ管理できるが振替のデータを機構が作成し、そのデータを金融機関に送るため振替は月に1回、27日だけとなっている。
  - ：今日の議論を踏まえて不明な点等があれば、事務局にお申し出いただきたい。また次回対応したいと思う。

(以上)